

屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書

浅口市長 栗山 康彦 殿 年 月 日

申請者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	電 話 番 号	（ ） -

岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）第4条（第5条第3項，第5条の2）の規定により，広告物の表示（掲出物件の設置）の許可を受けたいので，次のとおり申請します。

1 表示内容					
2 広告物の種類		3 個 数	個（枚）		
4 表示面積	㎡（ m × m × 面）				
5 表示（設置）場所		6 表示（設置）期間	年 月 日から	年 月 日まで	
7 着工予定年 月 日	年 月 日	8 完成予定年 月 日	年 月 日		
9 屋外広告物管理者	住所（所在地）				
	氏名（名称及び代表者の氏名）				
	電 話 番 号		（ ） -		
10 道路占用の有無	有・無	11 道路占用の許可	年 月 日	第 号	年 月 日まで
12 その他	別紙のとおり（はり紙，はり札等、広告旗及び立看板等を除く。）				
13 添付書類	(1) 形状，寸法，材料，構造，照明，意匠及び色彩に関する図面及び仕様書（形態図等） (2) 建築物等との位置関係及び他の広告物の状況が分かる図面（配置図） (3) 設置場所及び周囲の道路，鉄道等の位置関係が分かる図面（案内図） (4) 設置場所が他人の所有又は管理に属するときは，承諾書又は使用許可書の写し（承諾書の写し等）				
注 意 事 項	1 許可申請書は，正副 2 通を提出すること。 2 印欄は，記入しないこと。 3 はり紙及びはり札等は，見本又は現物を添付すること。 4 はり紙，はり札等、広告旗及び立看板については，表示方法に関する誓約書を提出すること。 5 県外の申請者は，県内に住所を有する屋外広告物管理者を置くこと。				
許可通知欄	許可年月日	年 月 日			
	許可番号	第 号			
	上記の申請については，次のとおり許可する。 浅口市長 栗 山 康 彦 印				
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	許可条件	別紙条件()			

別紙

1 広告物の種類	建物利用広告物（屋上広告物，突出し広告物，壁面広告物，壁面利用懸垂幕，懸垂幕掲出装置） 建物敷地内広告物（広告板，広告塔，垣・塙広告物，広告旗） 野立広告物（広告板，広告塔） 道標・案内図板等（近隣店舗等案内広告，その他の道標・案内図板等） 電柱類広告物（袖付け，巻付け） 標識利用広告物（停留所標識利用広告物，消火栓標識利用広告物） 車体広告物 横断幕 アーチ アドバルーン				
	自家広告 管理広告				
2 地域区分	禁止地域（ 第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域		景観モデル地区（ 屋外広告物モデル地区 新幹線・高速道路・有料道路等の沿線区域		
3 用途地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 用途地域外				
4 道路又は鉄道からの距離	(1) 高速道路	(名称) から			m
	(2) 有料道路	(名称) から			m
	(3) 道 路	(名称) から			
		(名称) から			
	(4) 新 幹 線	(名称) から			m
	(5) 鉄 道	(名称) から			m
5 広告物の高さ	m		6 広告物の上端の地上（路面）からの高さ	m	
7 1 壁面の利用割合限度（壁面広告物，壁面利用懸垂幕及び懸垂幕掲出装置に限る。）	(1) 壁面面積	m ²	8 建築物の広告物の総表示面積の限度（建物利用広告物に限る。）	(1) 建築物の総壁面面積	m ²
	(2) 総表示面積の限度（(1) × 1 / ）	m ²		(2) 総表示面積の限度（(1) × 1 / 2 ）	m ²
	(3) 広告物の既表示面積	m ²		(3) 広告物の既表示面積	m ²
	(4) 今回表示面積	m ²		(4) 今回表示面積	m ²
9 野立広告物の規制	(1)隣接の野立広告物の表示内容及び間隔 m			(2) 道路からの後退距離 m	
10 色彩規制の有 無	有・無	11 ネオン管等の有無	ネオン管（点滅） 蛍光塗料 その他の照明（点滅，回転灯）		
12 施 工 者	住所（所在地）				
	氏名（名称及び代表者の氏名）				
	電 話 番 号	()		()	
	屋外広告業の登録（特例屋外広告業の届出）	岡山県知事 登録・届出 第 号		岡山県知事 登録・届出 第 号	

13 設 計 者	住所（所在地）			
	氏 名			
	電 話 番 号		（ ） -	
	資 格		（ ）級建築士 （ ）登録 第 号	
14 建築基準法の工作物の確認	年 月 日	15 道路交通法の道路使用の許可	年 月 日	
	第 号		第 号	
16 岡山県景観条例の届出	年 月 日	17 その他の法令による許可，届出等		
	第 号			
注 意 事 項	1 所定の欄を記入の上，該当事項を○で囲むこと。 2 「 8 建築物の広告物の総表示面積の限度の(1) 建築物の総壁面面積」の欄は，壁面のうち地上から51メートルまでの高さの壁面の合計面積を記入すること。 3 広告物の種類に応じ，添付する図面には，次の事項が必ず明示されていること。 (1) 色彩に関する許可基準が適用される広告物 使用する色のマンセル値又は社団法人日本塗料工業会（昭和61年4月8日に社団法人日本塗料工業会という名称で設立された法人をいう。）発行の塗料用標準色見本帳の色票番号 の数値が不明の場合は，色見本を添付すること。 (2) 建物利用広告物 表示又は設置を行う建築物の高さ及び壁面の寸法 既存の広告物の表示内容，位置及び寸法 (3) 野立広告物 付近の道路との位置関係及び距離 隣接の野立広告物の表示内容，位置関係及び間隔			